

議事(2) 特定乳児等通園支援事業の利用定員について

1. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設について

国は、「こども未来戦略」に基づき、全てのこどもの育ちを社会全体で支えるとともに、良質な成育環境の整備及び全ての子育て家庭に対する支援の強化を図るため、保護者の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度として、『乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）』を創設しました。

本制度は、令和7年度に一部の市区町村において補助事業として先行的に実施された後、令和8年度からは財政措置の仕組みが給付方式へと移行され、「乳児等支援給付」として、全国の市区町村において実施される予定です。

これにより、これまで制度上の支援が十分に行き届いていなかった0～2歳児の未就園児を対象に、月10時間を上限に保育所等を利用することが可能となります。

2. 全ての子育て家庭への支援のイメージ図

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
就労要件あり	保育所、認定こども園等（2・3号） ※0歳～小学校就学前まで					
就労要件なし	こども誰でも通園制度 ※0歳6か月～満3歳未満			幼稚園、認定こども園（1号） ※満3歳から小学校就学前まで		

3. 利用定員の確保について

本市では「第3期すくすく大分っ子プラン」において、令和7年度から令和11年度までの間に、乳児等通園支援事業の利用定員を 104人確保することとしています。

年度	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
計画確保数	—	52人	72人	92人	104人

【利用定員の設定に係る法的な位置づけ】

令和8年4月1日から施行される子ども・子育て支援法第54条の2第3項の規定により、市が特定乳児等通園支援事業所の利用定員を定めるに当たっては、合議制の機関である大分市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないこととされています。

【参考：用語解説】

- (1) 「特定乳児等通園支援事業所」とは
乳児等支援給付費の支給に係る事業所であると、市が「確認」した乳児等通園支援事業所を「特定乳児等通園支援事業」といいます。
- (2) 「確認」とは
市が事業所ごとに利用定員を定め、当該事業所が市の条例で定める運営に関する基準（利用開始に伴う手続きや、運営規程の策定など）を満たしていることを指します。

4. 令和8年度に利用定員を定めようとする事業所

No.	事業所名	設置主体	所在	利用定員(人)
1	大分市下郡保育所	大分市	下郡北2丁目	5
2	坂ノ市こども園	社会福祉法人 寿光福祉会	久原中央2丁目	3
3	南大分に笑顔咲くえん わらひ	社会福祉法人 玉林会	畑中1丁目	3
4	宮河内幼稚園	学校法人 得丸学園	宮河内ハイランド	3
5	寺子屋明倫館めいりん 保育園（田原校）	医療法人 優路	大字田原	5
6	かがやきの森こども園	社会福祉法人 森友会	顕徳町2丁目	2
7	しらとりこども園	社会福祉法人 慈恵福祉会	仲西町1丁目	2
8	カトリック鶴崎幼稚園	学校法人 大分カトリック学園	大字皆春	3
9	おだやかな森保育園	社会福祉法人 森友会	大字下郡	2
10	こころの森こども園	社会福祉法人 森友会	横尾東町3丁目	2
11	よいこの森こども園	社会福祉法人 森友会	花江川	2
12	なかまの森こども園	学校法人 立山学園	角子原1丁目	3
13	みんなの森こども園	学校法人 立山学園	大字丹川	3
14	みのりこども園	社会福祉法人 同朋福祉会	大字中戸次	1
計	14 事業所			39 人

※No. 1～5 の事業所は令和7年6月から利用者を受け入れています。  **こども誰でも通園制度**

No. 6～14 の事業所は令和8年4月から利用者を受け入れる予定です。